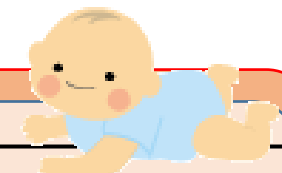


子育て家庭応援チャート



妊娠期

出産後、乳幼児（0～6歳）

母子保健・相談

不妊・不育症等に関する支援



にんしんSOS相談
思いがけない
妊娠に悩む方へ



母子健康手帳
妊娠が分かったら



妊婦教室
妊婦歯科健康診査
妊娠中の過ごし方や赤ちゃんの育て方を学びましょう



妊婦健康診査



新生児聴覚検査



乳児一般健康診査
(前期)



乳児後期健康診査
生後9～11か月ごろ受診



先天性代謝異常等検査



産婦健康診査



予防接種



生後2か月から開始

乳児家庭全戸訪問
赤ちゃんの発育発達やお母さんの体調管理について



3か月児健診



1歳6か月児健診



3歳児健診



産後ケア事業（1歳未満）
お母さんへの心身ケア、育児のサポート



離乳食講習会



発達相談(要予約)

常設健康相談・家庭訪問

平時9時から17時30分いつでも電話や来所で相談ができます。必要に応じて訪問します。

助産師による専門相談

授乳・卒乳や妊娠・出産・産後のからだなどの相談



4・5歳児発達相談



妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

経済的支援

助産制度



児童手当

中学生までの子どもを養育されている父母等の方に支給します。



児童扶養手当

18歳までの子どもを養育されているひとり親等の方に支給します。



医療費助成（こども医療



ひとり親医療



18歳までの子どもやひとり親等の方に医療費を助成します。

子育て支援・保育

子育て応援コンシェルジュ（利用者支援事業）



保育所・幼稚園



一時預かり事業



子ども・子育てプラザ、子育てサークル・サロン



地域での「子どもと地域を結ぶ居場所」

子ども食堂やこどもの居場所が区内で開設されています！



ブックスタート事業



4歳児訪問事業



保育所・幼稚園版こどもサポートネット事業



発達支援

発達障がいのあるお子さんの支援



障がい児相談・通所・入所給付





小学生
(6~12歳)

中学生
(12~15歳)



高校生世代
(15~18歳)



経済的支援

小中学生の就学援助
学校教材費等の援助制度です。※利用には所得制限あり



塾代助成
小学5年生~中学3年生を対象に学習塾などの費用の一部を助成する制度です。



民間事業者を活用した課外学習事業
(こぶしのみのり塾)
区内中学校を活用した課外学習です。



ひがよどなごみ勉強会事業
小学5年生~高校3年生を対象とした学習支援と居場所機能を兼ね備えた勉強会です。



児童手当 中学生までの子どもを養育されている父母等の方に支給します。



児童扶養手当 18歳までの子どもを養育されているひとり親等の方に支給します。



医療費助成 (こども医療、ひとり親医療) 18歳までの子どもやひとり親等の方に医療費を助成します。



子育て支援

児童いきいき放課後事業



留守家庭児童対策事業



- ・(大阪市こころの健康センター) 特定相談 (ひきこもり・依存症・思春期等)
- ・(東淀川区役所) こころの健康相談



こどもサポートネット事業



地域での「子どもと地域を結ぶ居場所」
『こども食堂』や『こどもの居場所』の取組が区内で開設されています！



発達支援

障がい児相談・通所・入所給付



特別支援教育相談



その他制度・事業

子育て応援ヘルパー

育児に負担が大きい0～2歳児を養育する家庭を対象に、ヘルパーが訪問して家事・育児を応援するサービスです。(利用料が必要)



ファミリー・サポート・センター事業

「お子さんを預かってほしい方」と「お子さんを預かることができる方」がそれぞれ会員となり、地域で主体的に行う子育て援助活動です。(利用料が必要)




病児・病後児保育

お子さんが病気の回復期で保育所等に通うことができず、保護者の方のお仕事の都合などで家庭での保育ができない場合にお子さんをお預かりする制度です。『病児保育事業実施施設』では、回復期に至らないお子さんもお預かりできる場合があります。



※ 区役所保健福祉課の担当窓口

 …保健福祉グループ

 …保健子育てグループ、健康相談グループ

※ 区役所以外の担当



相談機関 等

くらしのみのり相談窓口（自立相談支援機関）

生活にお困りの方の相談窓口 [1階①窓口]
※ 生活保護を現在受給されている方や生活保護制度に関するお問合せについては生活支援担当へ。
・下記以外 → 生活支援（本区）
・下新庄、淡路、西淡路、東淡路、柴島、東中島 → 生活支援（出張所）



こども相談センター

大阪市の児童相談所として18歳未満のお子さんに関わる家庭、その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて総合的な調査、診断、判定等に基づき、必要な助言指導等の援助を行います。
【電話】06-6195-4114 【FAX】06-6195-2314



児童虐待ホットライン

24時間365日体制で児童虐待の通告・相談等に対応しています。
0120-01-7285（まずは一報、なにわっ子）



子どもの虐待ホットライン

「つい子どもに手をあげてしまう」といった悩みなど、児童虐待の予防と早期発見のための相談に応じています。
06-6646-0088（月～金、11時～16時 祝日は休み）



民生委員・児童委員、主任児童委員

担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごと、子育ての不安などの相談に応じています。
【電話】4809-9505（民生委員児童委員協議会事務局）【窓口】1階⑨窓口



地域福祉コーディネーター

担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごとなどの相談に対応し、適切な支援につなげられるように関係機関や各制度につなぐなどの役割を担っています。

